



平庭高原

## 参考資料

○県民等との協働プログラム.....	93
◆いわて型エコライフ推進プログラム.....	94
◆「もったいない」からはじめる「いわて3R推進」プログラム.....	96
◆いわての希少野生生物との共生プログラム.....	98
◆早池峰地域保全対策プログラム.....	100
◆いわての身近ないきものにぎわいプログラム.....	102
◆いわての森林づくり推進プログラム.....	104
◆北上川清流化・松尾鉱山跡地再生プログラム.....	106
◆美しいまちづくり推進プログラム.....	108
◆環境学習応援プログラム.....	110
○岩手県環境審議会委員名簿.....	112
○岩手県環境基本計画策定に係る検討経過.....	113
○諮問・答申.....	114
○用語解説.....	116
○岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例.....	129



五葉山（写真提供：いわて自然公園特派員 市川滋氏）

## 県民等との協働プログラム

### 1 県民等との協働プログラムの趣旨

この計画で県民、NPO等の民間団体、事業者、教育機関、市町村等との協働により取り組んでいこうとしている様々なテーマのうち、特に「環境王国いわて」らしさが象徴されるものについて、目指す姿や協働の仕組み・プロセスのイメージをお示しすることにより、県と各主体との協働、さらには各主体間の協働など県内の様々な主体の連携による取組の促進を図ろうとするものです。

これらの協働プログラムの中には、計画期間内に一定の成果が出てくるもののほか、計画期間を超えて継続的に実施していくべきものも含まれており、また、プログラムを構成する個々の取組についても、現在実施しているものだけでなく、今後の検討が必要なことや将来的な実現が期待されることなど幅広く掲げていきます。

このため、県民の皆様をはじめ、県内に広くご意見やご提言を伺い、プログラムの推進を図りながら、協働による計画の推進に取り組んでいくこととします。

また、こうした取組の推進に当たり、県内のNPOの方々には、その専門性や先駆性を十分に発揮した活動を行っていただくとともに、市町村にあっては、住民に最も身近な基礎自治体として、県と歩調を合わせた協働の取組を推進いただくよう期待するものです。

### 2 協働プログラム一覧

施策の方向	県民等との協働プログラム
I 低炭素社会の構築	◆いわて型エコライフ推進プログラム
II 循環型社会の形成	◆「もったいない」からはじめる「いわて3R 推進」プログラム
III 自然共生社会の形成	◆いわての希少野生生物との共生プログラム ◆早池峰地域保全対策プログラム ◆いわての身近ないきものにぎわいプログラム ◆いわての森林づくり推進プログラム
IV 安全で安心できる環境の確保	◆北上川清流化・松尾鉱山跡地再生プログラム
V 快適でうるおいのある環境の創造	◆美しいまちづくり推進プログラム
VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進	◆環境学習応援プログラム

## ◎ いわて型エコライフ推進プログラム

### ■ プログラムの趣旨

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスは、現在、世界規模でその排出量が増加しつづけます。こうした中で、日本は二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25% 削減するという方針を打ち出しており、本県においても、地球の見地に立った地域からの貢献として、これまで以上に実効性のある二酸化炭素排出削減対策を推し進めていく必要があります。

このため、家庭においては、従来の省エネ型のエコライフにとどまらず、エネルギー効率の高い高断熱住宅への改修や、太陽光発電・木質バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの活用を促進することにより、快適な暮らしと二酸化炭素排出量の大幅な削減を目指した「いわて型エコライフ」の普及を進めていきます。

### ■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

- ★ 日常の省エネ生活やエネルギー効率の高い住まい、クリーンエネルギー自動車や再生可能エネルギーの利用等により、快適で二酸化炭素の排出量が少ない生活様式への転換が進んでいます。
- ★ 住宅への太陽光発電や木質バイオマス利用暖房設備、高効率給湯器等の導入が進み、再生可能エネルギーの活用が拡大しています。
- ★ このような「いわて型エコライフ」が着実に根づくことにより、家庭からの二酸化炭素排出量が大きく減少しています。

### ■ 具体的な取組内容

#### ○暮らし

<p><b>県の施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民運動によるエコライフの実践の呼びかけ</li> <li>・家庭で二酸化炭素削減のメリットを実感（見える化など）できる仕組みづくり</li> <li>・児童などを対象に環境教育を通じたエコライフの取組</li> <li>・エコショップ認定制度等の運用</li> <li>・省エネ機器の導入等への支援</li> </ul>	<p><b>県民等の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭でのエネルギー使用状況の確認</li> <li>・日常的なエコライフの実践（適切な冷暖房温度、待機電力の解消、節水など）</li> <li>・環境にやさしい商品の購入</li> <li>・省エネ型家電・製品、高効率機器の利用</li> </ul> <p><b>事業者の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境にやさしい商品、省エネ型機器等の開発・製造、販売</li> <li>・ポイント制度など、消費者の省エネに向けた取組を促す仕組みづくり</li> </ul>
--	---

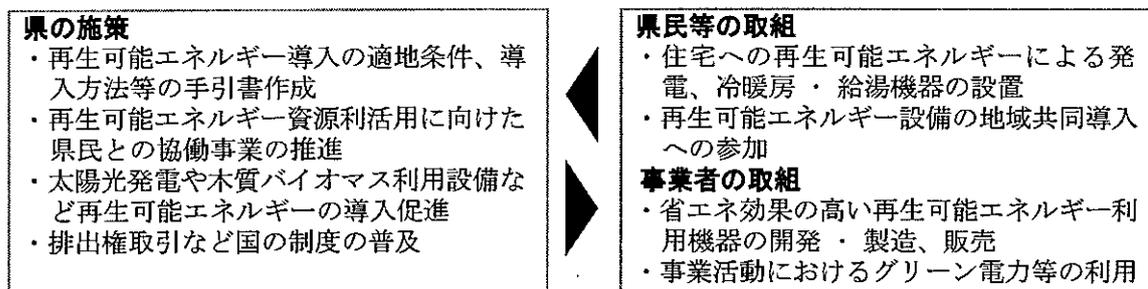
#### ○住宅

<p><b>県の施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の省エネ診断など、断熱効果の高い住宅への改修等が進む仕組みづくり</li> <li>・省エネ住宅や省エネアパートを選びやすい仕組みづくり</li> </ul>	<p><b>県民等の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱効果の高い住宅への改修</li> <li>・高断熱住宅の建築・購入</li> </ul> <p><b>事業者の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高断熱住宅の建築・改修への信頼の確保</li> <li>・高断熱住宅・アパートの建築・販売</li> <li>・省エネ性能等に優れた住宅の普及</li> </ul>
--	---

#### ○自動車

<p><b>県の施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ講習会の開催など、エコドライブの普及</li> <li>・公共交通機関や自転車の利用促進につながる仕組みづくり</li> </ul>	<p><b>県民等の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの実践</li> <li>・公共交通機関の利用</li> <li>・クリーンエネルギー自動車等の環境対応車の利用</li> </ul>
---	--

○再生可能エネルギー利用



■ 具体的な協働の取組例

◆ 温暖化防止いわて県民会議

全県的な事業者団体や地域活動団体等を構成メンバーとする「温暖化防止いわて県民会議」(平成 21 年 6 月設立)が中核となって、クールビズ・ウォームビズ、ライトダウン等の各種キャンペーンを展開しているほか、家庭部会や事業者部会において、それぞれ二酸化炭素排出削減のための取組を進めています。

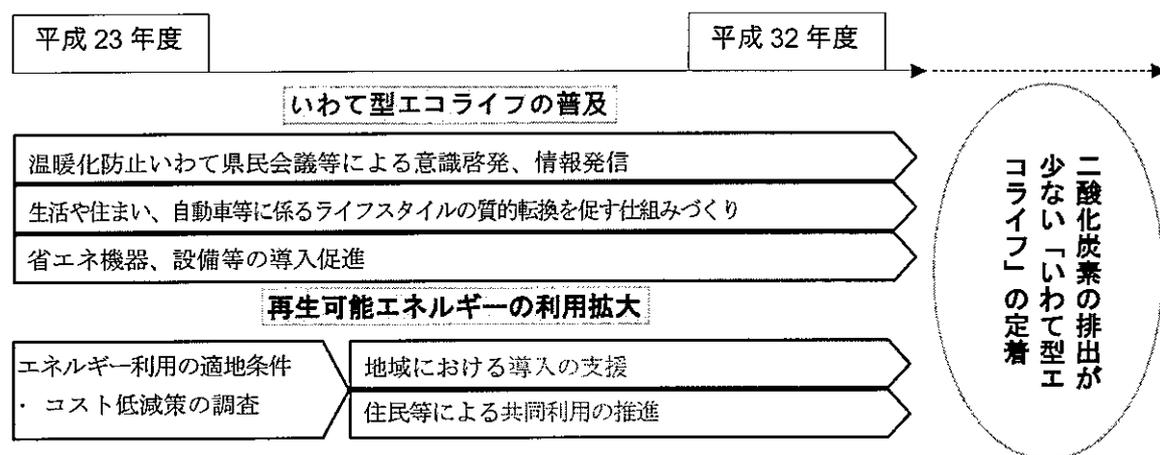
◆ 岩手型住宅の普及

県産木材の活用や木質バイオマスエネルギーの利用を図るなど、二酸化炭素の排出抑制に貢献する「岩手型住宅」の普及に向けて、趣旨に賛同する事業者と県が連携し、県民への情報提供や地域の実情に応じた具体的な提案等を推進しています。

◆ 公共交通利用促進「減クルマ」の取組

通勤や仕事、私生活において、クルマの利用を控え、徒歩・自転車・鉄道・バス等の環境にやさしい交通手段を利用するとともに、運転する場合においてもエコドライブを実践することを目指すチャレンジ運動を、県をはじめ幅広い事業所の参加のもとに展開しています。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21 年度)	目標 (H32 年度)
温室効果ガス排出削減割合 (基準年: H2 (1990) 年)	0.9 (H19 年)	△30%
県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合	12.2% (H20)	23.9%

## ◎「もったいない」からはじめる「いわて3R推進」プログラム

### ■ プログラムの趣旨

今日、社会経済活動やライフスタイルの多様化により、膨大な量のごみによる環境負荷や天然資源の枯渇など様々な問題が生じています。

本県では、県民一人1日当たり平均で約1kgものごみが排出され、産業廃棄物を合わせると、毎年12万トンを超える量の廃棄物が埋め立てられています（岩手県庁舎の約2杯分に相当（埋立ごみの比重0.8トン/m<sup>3</sup>として算出））。また、平成12年に発覚した青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件は、本県に多大な負担をもたらしています。また、廃棄物の不法投棄はその後も後を絶ちません。このままの状況が続けば、岩手県の環境や経済に悪い影響を及ぼす懸念があります。

こうしたことから、県民、事業者、NPO、市町村、県等みんなが力を合わせて、「もったいない」という古くからの知恵に即した3R（スリー・アール：Reduce リデュース＝廃棄物等の発生抑制、Reuse リユース＝再使用、Recycle リサイクル＝再生利用）に取り組み、廃棄物の発生が抑制された3Rが定着した循環型社会の形成を目指します。

### ■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

- ☆ 「廃棄物等の発生を可能な限り抑制することを第一とし、発生した廃棄物等については可能な限り循環的に利用する」という3R等の取組により、廃棄物の発生や新たに採取する資源が可能な限り少なく、最終的に廃棄されるものが可能な限り少なくなります。
- ☆ 生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルやビジネススタイルが定着しています。
- ☆ 循環可能な資源はなるべく各地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくといった考え方に基づく「地域循環圏」が、事業者間や地域間、企業・地域間等の取組により、幾重にも構築されています。

### ■ 具体的な取組内容

#### ○家庭生活における3Rの一層の促進

##### 県の施策

- ・発生抑制を第一とする「もったいない・いわて3R運動」の展開（ごみの排出状況等に関する情報提供、ホームページ等による普及啓発、県民運動キャラクターの作成・活用、マイバッグ・キャンペーン、「3R推進岩手大会」（H25 予定）等のイベント開催など）
- ・エコショップいわて認定制度による消費者のごみの減量とリサイクルの促進
- ・岩手県再生資源利用認定製品認定制度によるリサイクル製品の利用の促進

##### 県民等の取組

- ・発生抑制を第一とする3Rを基調としたライフスタイルの実践（「3マイ [=マイ箸・マイバッグ・マイボトル持参] 運動」、牛乳パック等の店頭回収への協力、食べ残し・調理残しの削減など）
- ・「エコショップいわて」認定店等のごみの減量やリサイクルに取り組む店舗の利用
- ・「岩手県再生資源利用認定製品」等のリサイクル製品やエコマーク認定商品等の利用
- ・地域やNPOが行う資源リサイクル活動等への参加、協力
- ・家庭等での環境学習の実施

#### ○事業活動における3Rの一層の促進

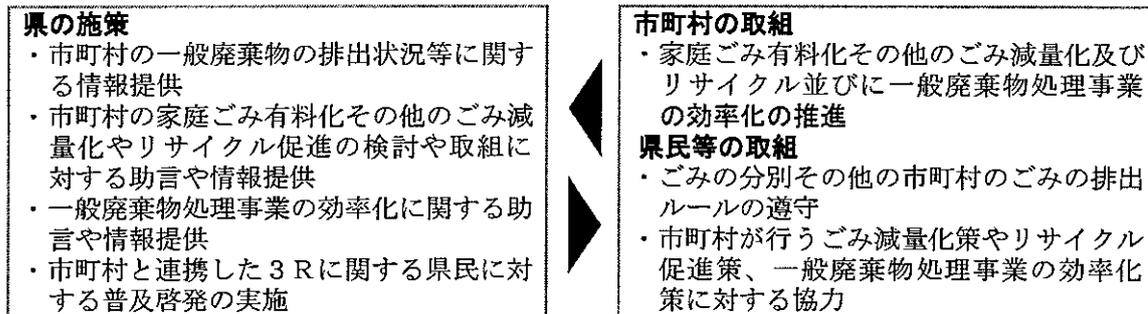
##### 県の施策

- ・エコショップいわて認定制度による小売店及び消費活動におけるごみの削減とリサイクルの促進
- ・産業・地域ゼロエミッション推進事業による事業者の3Rの取組や環境と経済を好循環させるビジネスモデル構築の支援
- ・岩手県再生資源利用認定製品認定制度によるリサイクル製品の製造・利用の促進
- ・排出事業者等説明会や事業者等を対象にした普及啓発セミナーの開催

##### 事業者の取組

- ・小売店における事業者自身及び消費活動を通じたごみの発生抑制とリサイクルの促進
- ・省資源・少廃棄、リサイクルしやすいなどの環境に配慮した製品づくりや企業内・企業間等のゼロエミッション化等の3Rの取組
- ・リサイクル製品の開発、製造、販売
- ・事業者の環境に対する社会貢献活動の取組推進

○一般廃棄物の処理



○地域循環圏の構築

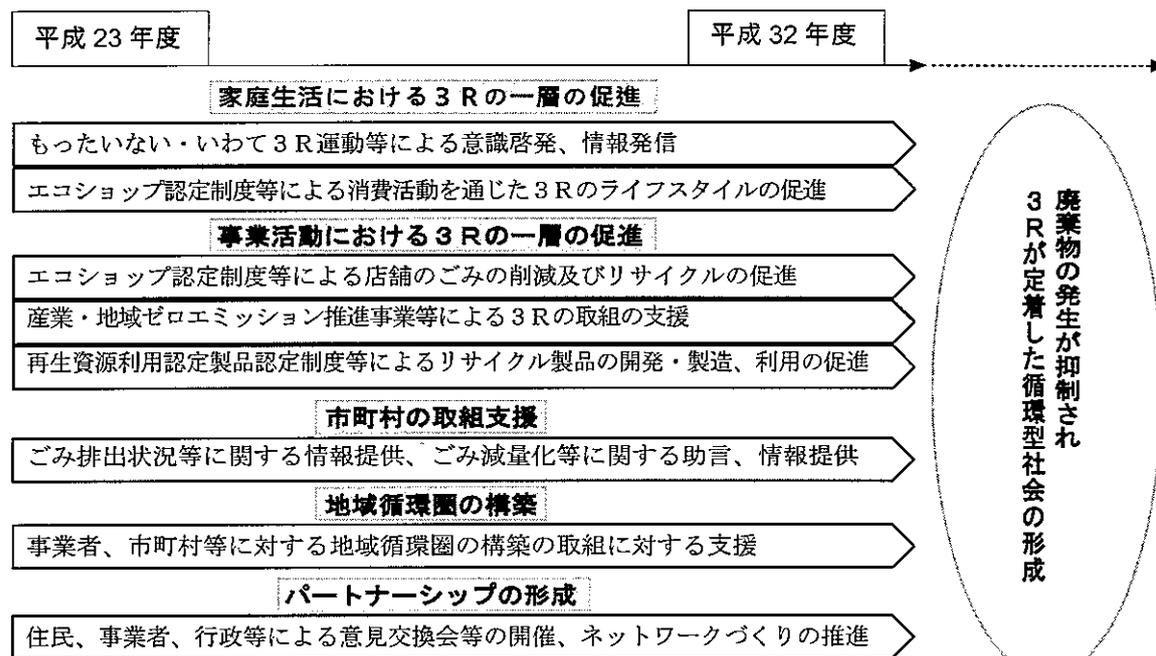


■ 具体的な協働の取組例

◆ もったいない・いわて3R運動

市町村との協働で、県民総参加により、発生抑制を第一とする3Rを基調としたライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促す県民運動である「もったいない・いわて3R運動」を展開し、普及啓発キャンペーン、「3R推進岩手大会」等のイベントの実施や、住民、事業者、行政等による意見交換会、ネットワークづくりの推進等を行うことにより、各主体のそれぞれの役割に応じた取組を促進するとともに、各主体間のパートナーシップの形成を推進します。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21 年度)	目標 (H32 年度)
一般廃棄物最終処分量	53.8 千トン (H20)	46.9 千トン (H31)
産業廃棄物最終処分量	70 千トン (H20)	80 千トン (H31)
県民一人1日当たりごみ排出量	955g (H20)	878.4g (H31)

## ◎ いわたの希少野生生物との共生プログラム

### ■ プログラムの趣旨

本県には、多様な自然環境の中に、日本に生育する植物約 7,000 種のうち 2,225 種 (31.8%) が、日本に生息する哺乳類 180 種のうち 75 種 (41.6%)、鳥類約 700 種のうち 341 種 (48.7%) が生育・生息しています。

このうち、本県固有種であるハヤチネウスユキソウや猛きん類のイヌワシ、クマタカ、チョウ類のゴマシジミなど 851 種は、絶滅危惧種又はこれに準ずる種としていわてレッドデータブックに掲載し、保護しています。

これら希少野生生物は、生態系の重要な構成要素の一部であり、県民の生活基盤である自然環境の維持のため大切な役割を果たしているもので、県民共有の財産として次の世代に引き継いでいかなければなりません。

### ■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

★県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物の状況が理解され、生物多様性の保全が日常の暮らしと密接な関わりがあることが認識されています。

★希少野生生物が生息・生育できる環境づくりを契機として、人と野生生物との良好な関係が築かれています

### ■ 具体的な取組内容

#### ○希少野生生物の保護

##### 県の施策

- ・レッドデータブックの改訂・公表
- ・自然公園パトロールの実施
- ・広報誌等を通じた盗採防止の普及啓発
- ・生育状況等のモニタリング
- ・流通監視
- ・幼傷病鳥獣の救護・野生復帰

##### 県民等の取組

- ・生息・生育環境の保全に配慮した開発行為
- ・自然環境保全活動、自然観察会等の実施、活動への参加、協力
- ・生育情報等の提供
- ・飼養ボランティア活動の実施

#### ○イヌワシの保護

##### 県の施策

- ・営巣地、行動圏等の解明、繁殖状況のモニタリング
- ・公共事業等における生息環境への配慮
- ・列状間伐の実施の誘導
- ・鳥獣保護区の指定
- ・緊急的な繁殖支援対策 (巣の補修、給餌)

##### 県民等の取組

- ・観察情報の提供
- ・イヌワシ基金を通じた保全活動支援
- ・営巣地付近での開発行為の自粛
- ・列状間伐の実施
- ・営巣支障木の除去など生息環境の保全

■ 具体的な協働の取組例

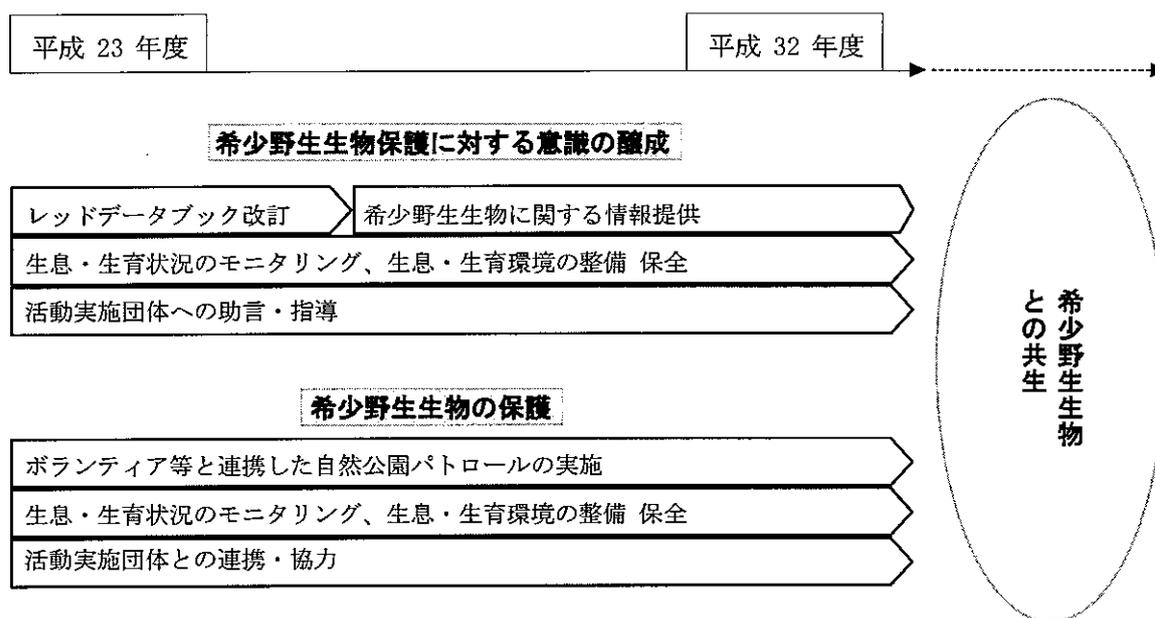
◆ ゴマシジミの保護

- ・ 岩手牧場のゴマシジミの保護 県と所有者との協働により、看板の設置、草刈等の保全対策を実施しています。
- ・ 久慈市のゴマシジミの保護 ボランティア団体が生息地保全のため、草刈りを行うなど関係者が連携して保護活動を実施しています。

◆ イヌワシ基金

絶滅危惧種であり天然記念物でもあるイヌワシの生息環境を保全し、岩手の豊かな自然のシンボルとして、安定した繁殖状況を確保していくため、社団法人東北地域環境計画研究会が基金を設立し、その運営により、営巣地や、牧野を含む餌狩場、餌資源の確保に向けた取組を進めています。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21 年度)	目標 (H32 年度)
大気や水がきれいに保たれ、自然や野生動植物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合	35.3%(H22年調査)	50.0%
イヌワシ繁殖率	12.5%	21.9%

## ◎ 早池峰地域保全対策プログラム

### ■ プログラムの趣旨

早池峰国定公園の中心である北上高地の最高峰、早池峰山は、ハヤチネウスユキソウをはじめとする固有種、希少種を含む数多くの高山植物の宝庫として全国に誇る県民の貴重な財産であり、県内外から年間約2万人の登山者が訪れています。

こうした早池峰地域の自然を保全するため、山岳・自然保護関係団体、観光業団体等の民間団体、報道機関、グリーンボランティア、関係行政機関が連携し、マナーガイドの作成・配布、携帯トイレの普及促進、山頂避難小屋トイレのし尿の担ぎ下ろし、盗採防止パトロール、マイカー利用の規制等の取組を全国の山岳保全のモデルケースとして推進することにより、先人が愛し、守ってきたこの優れた自然環境を次世代に引き継いでいくことを目指します。

### ■ 実現したい姿

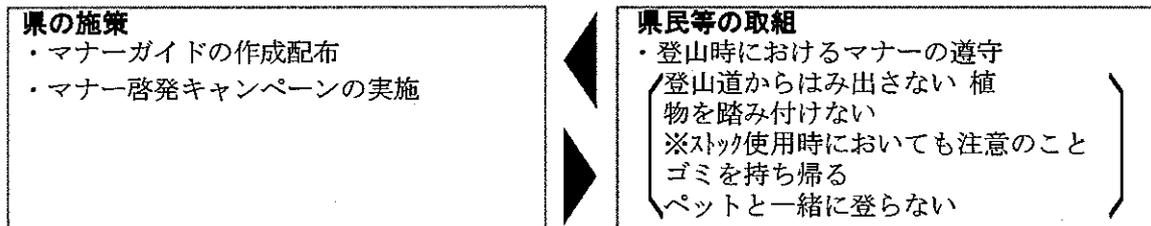
このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

☆皆が“来たときよりもきれいに！”を考え、自己責任・自己完結の機運が醸成され、ゴミの持ち帰りや山頂における携帯トイレの使用等を実践することにより、山にかかる負荷が軽減し、永く優れた自然環境が保たれています。

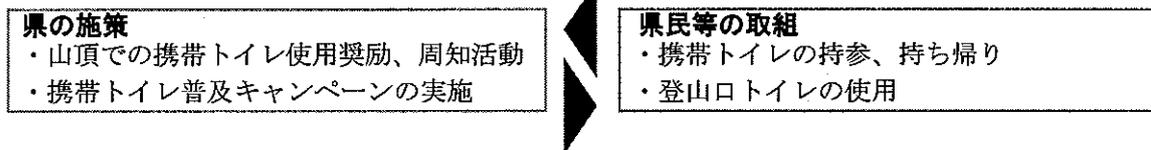
☆再び早池峰山を訪れるとき、また、次の世代やその次の世代にわたり、多くの人々が美しい花々に出会っています。

### ■ 具体的な取組内容

#### ○マナーの啓発



#### ○携帯トイレの普及



#### ○生物多様性の保全



○マイカー利用の規制



■ 具体的な協働の取組例

◆ 山頂トイレし尿担ぎ下ろし

昭和 61 年に整備された山頂避難小屋に併設されたトイレは、当時、し尿を地下に浸透させる方式でしたが、平成 6 年に沢水から大腸菌群が検出されたこと等を契機に、県では汲み取り式トイレへの改修を行いました。し尿の処理は、「早池峰にゴミは似合わない実行委員会」をはじめとするボランティアの皆さんが、山頂避難小屋トイレから人力での担ぎ下ろしにより行っています。

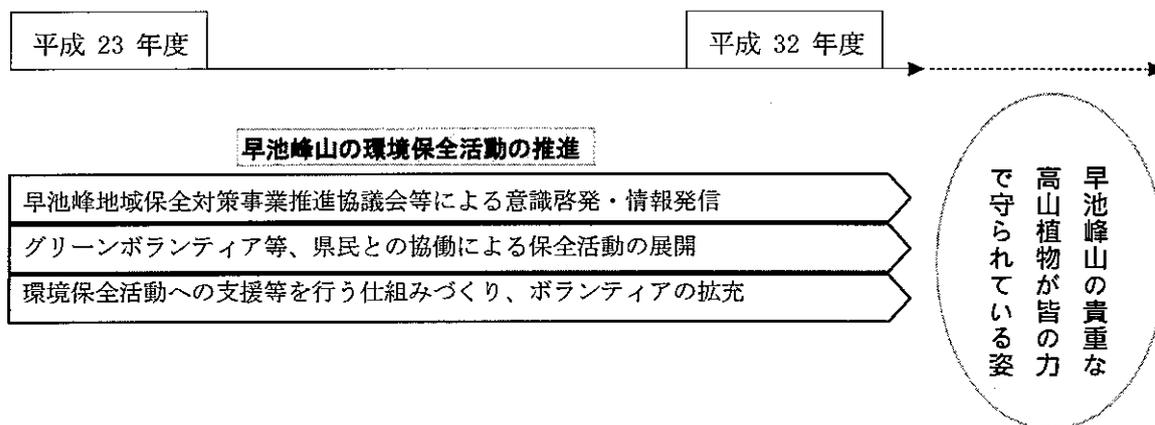
◆ 携帯トイレの普及促進

山岳トイレは全国的な問題となっていますが、携帯トイレの普及が未だ十分ではないことから、利用促進のためには現地登山口等での販売が不可欠な状況にあります。こうした中、地元ボランティア団体を中心とした「携帯トイレ サポート早池峰」が携帯トイレの仕入れ、販売等の管理を行い、早池峰グリーンボランティアとともに普及促進活動を展開しています。

◆ 早池峰クリーン&グリーンキャンペーン

早池峰地域の環境保全対策を推進するため、平成 14 年 3 月、県や市町村、関係機関、民間団体等からなる早池峰地域保全対策事業推進協議会が設置され、以来、登山マナー啓発や携帯トイレ使用推奨、清掃活動等を継続して実施しています。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21 年度)	目標 (H32 年度)
グリーンボランティア人数	164 人	250 人

## ◎ いわての身近ないきものにぎわいプログラム

### ■ プログラムの趣旨

農業等が営まれるとともに、人々の暮らしの場でもある里地里山は、ふるさと岩手にすむ野生の生き物たちにとってもまた、大切な生息・生育の場となっています。

しかしながら、都市化の進行等に伴い、こうした野生生物の貴重な生息・生育環境が、県内の各地域において次第に失われつつある現状にあります。

このため、「いきものすみか」としての役割を持つ田んぼや水路、ため池等について、清掃や緑化活動、適切な施設の管理・保全等に地域ぐるみで取り組みながら、地域の身近な生き物の保護等を図っていきます。

### ■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

☆地域の身近な生き物の状況等についての知識や関心が向上するとともに、農業農村が果たしている役割や里地里山の大切さに対する理解が深まっています。

☆身近ないきものの生息・生育環境を保全する活動が、県内のあらゆる地域で行われています。

☆農業生産や人の生活と野生動植物の生息・生育環境との調和が保たれ、地域固有の生態系が保全された里地里山がはぐくまれています。

### ■ 具体的な取組内容

#### ○農業水利施設の維持・管理

##### 県の施策

- ・地域の自然環境保全に配慮した施設整備の支援（情報提供、助言等）
- ・アドプト協定締結に向けた支援（制度の周知、事例集作成等）

##### 県民・企業・団体等の取組

- ・アドプト協定に基づく区域の清掃・緑化活動の実施
- 施設管理者(土地改良区・市町村等)の取組**
- ・環境に配慮した施設の適切な管理
- ・アドプト協定に基づく清掃器具等の貸出、表示板の設置

#### ○生息・生育環境保全活動の推進

##### 県の施策

- ・意識啓発の促進（フォーラムの開催、情報発信等）
- ・レッドデータブック等による情報発信
- ・情報提供や助言等による活動への支援

##### 県民等の取組

- ・子どもや住民の啓発、意識の醸成
- ・生息環境保全活動等の企画、実施
- ・地域固有の知恵や知識を保存・継承するための高齢者等の人材の活用

■ 具体的な協働の取組例

◆ 自然環境保全と両立する農村づくりの取組

農業農村の地域資源の活用と良好な自然環境の次世代への継承に向けて、地域集落・関係団体・県等が協働で、希少野生動植物等にかかる行政機関や水利組合等との情報共有や、農業農村整備事業の実施予定地区における生き物調査など、農業生産性向上と自然環境保全の両立を図るための取組を行っています。

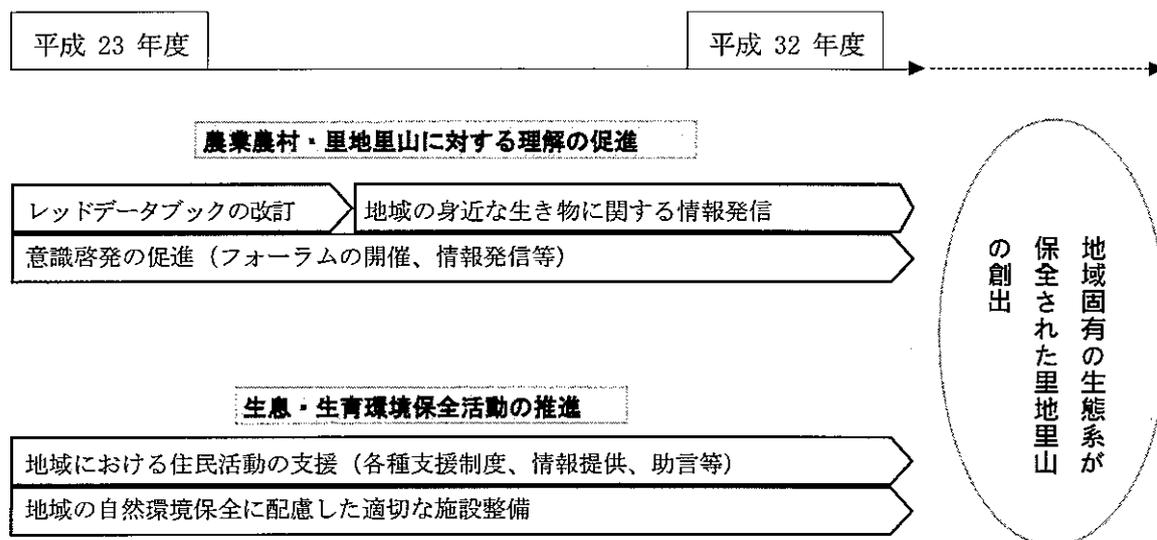
◆ 門崎地区メダカ保全隊

県のレッドデータブックBランクに区分されているメダカの生息が確認された門崎地区において、ほ場整備事業実施後もメダカが生息できる環境を維持するため、岩手大学の指導のもと、ほ場整備事業で水田との往来ができる「メダカ水路」や「ビオトープ」を整備するとともに、地域住民、企業、行政が協働で、メダカ水路の仕上げ工事やメダカの放流、ビオトープにある水田の田植え・稲刈りなどの活動を行っています。

◆ アドプト協定による農業水利施設の整備

農業水利施設が持っている多面的機能を維持・向上させることを目的として、地域住民や企業・団体が、施設の管理者（土地改良区等）と協定を取り交わし、器具の貸出等を受けながら、ため池や用水路等の清掃・緑化活動等に取り組んでいます。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21 年度)	目標 (H32 年度)
農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数	570 地区	625 地区

## ◎ いわたの森林づくり推進プログラム

### ■ プログラムの趣旨

本県は、総土地面積約 153 万 ha のうち、77%に当たる 118 万 ha を森林が占めており、北海道に次いで広い森林面積を有する森林県となっています。

森林は、水源かん養等の様々な公益的機能を有していますが、とりわけ現在では、地球温暖化問題が人類共通の課題として対策を求められている中で、二酸化炭素の吸収源としての役割に期待が高まっています。

しかしながら、長期的な木材価格の低迷や後継者不足などにより、植林されない伐採跡地や手入れ不足の森林が増加しています。

このため、県民の参加による森林環境学習等を推進し、森林に対する県民の理解の醸成や木材資源の利活用を促進するとともに、企業や地域住民等が行う森林づくり活動を支援し、多様な公益的機能を有する森林環境の保全を図ります。

### ■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

☆森林の有する公益的機能への理解が浸透し、森林所有者等の関係者のみならず、県民全体でいわたの森林づくりを進めていこうとする意識が醸成されています。

☆子どもを含めた県民やNPO、社会貢献活動への意識が高い企業など、地域の様々な主体が参加した森林づくり活動が活発に行われ、森林の整備や保全が図られています。

☆ 木質バイオマスエネルギーとしての活用など、木材資源の利活用が進んでいます。

### ■ 具体的な取組内容

#### ○森林づくりに対する意識の醸成

##### 県の施策

- ・ 県民参加の森林づくり活動のPR
- ・ 県民等が行う森林環境学習活動への支援
- ・ 森林の機能等に関する情報発信、普及啓発

##### 県民等の取組

- ・ 地域住民や子どもに対する啓発活動等の企画、実施

#### ○森林づくり活動の促進

##### 県の施策

- ・ 活動経費の補助、苗木や資材・用具の提供
- ・ 間伐・枝打ち等の技術的指導・助言
- ・ 地域と企業のマッチング（企業への情報提供、活動プランの提示、協定締結の仲介、県HP等での事例紹介等）

##### 県民等の取組

- ・ 地域住民等が主体的に行う森林づくり活動の企画、実施

##### 企業の取組

- ・ CSR活動としての森林整備・保全への貢献（資金提供、森林保全活動等への社員の参加等）

#### ○木材資源の利活用の促進

##### 県の施策

- ・ 県産材の活用に向けた普及啓発、情報発信
- ・ 木質バイオマスエネルギー利用設備等の導入支援
- ・ 森林の機能等に関する情報発信、普及啓発

##### 県民・事業者等の取組

- ・ 住宅等への県産材の活用
- ・ 県産材を使用した製品の購入
- ・ 木質バイオマスエネルギーの導入

■ 具体的な協働の取組例

◆ カシオペアフォレストスクール

次代を担う子どもたちに対し、森林教育を行い、森林環境保全意識の醸成を図るため、いわて森の達人、グリーン・ツーリズムインストラクター、教育委員会、森林組合、市町村など、森林環境教育を核とした各主体がパートナーシップを形成し、小学校からの要望に応じ、地域の児童を対象とした森林環境教育事業を展開しています。

◆ 企業の森づくり

社会貢献活動、社内等の福利厚生活動、地域との交流活動の一環として、企業、協同組合、労働組合等が森林づくり活動に対して資金の提供や社員等の派遣を行うとともに、森林整備に悩む地域において、こうした企業等と協定を結んだ森林所有者が、様々な支援を受けながら森林の手入れや管理等を行っています。

◆ 県民参加の森林づくり

いわての森林づくり県民税を財源とした県の支援を活用し、地域住民やNPO、企業等が自らの主体的なアイデアと参加により、森林を守り育てる活動（森林をつくる活動）や森林づくりに対する意識の醸成に資する活動（森林を学び活かす活動）に取り組んでいます。

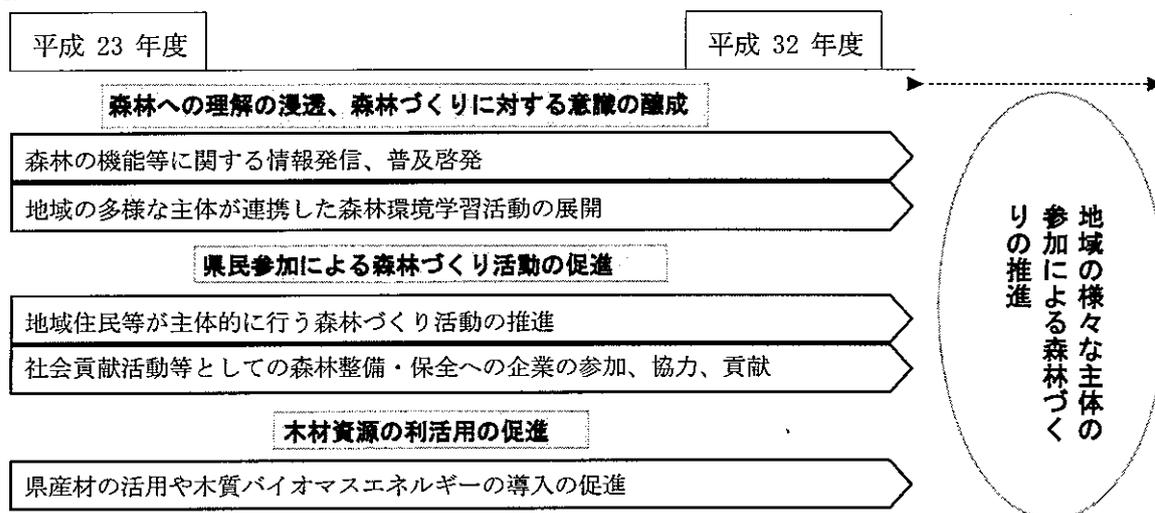
◆ 植樹活動支援事業

水源かん養の促進等に対する県の支援制度を活用し、民間団体等が、苗木や資材、作業用具の現物の提供を受けながら、植樹・育樹活動を行っています。

◆ 岩手・木質バイオマス研究会

再生可能エネルギーを中心とするエネルギーシステムへの転換が強く求められている中で、一般の県民や林業関係者、研究者、行政職員等をメンバーとする同研究会では、岩手の地域特性を生かした木質バイオマスの活用に向けた技術的な課題や活用システム、地域での展開等について、調査研究や普及のための活動に取り組んでいます。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21 年度)	目標 (H32 年度)
間伐実施面積	12,530ha (H20)	12,000ha
ペレットの利用量	3,937	5,100 (H26)
チップの利用量	1,277	7,400 (H26)

## ◎ 北上川清流化・松尾鉦山跡地再生プログラム

### ■ プログラムの趣旨

北上川は、かつて旧松尾鉦山からのヒ素を含んだ強酸性の坑廃水が流入したため魚のすめない「死んだ川」と言われていましたが、昭和 57 年の新中和処理施設本格稼働により清流を取り戻し「母なる川」としてよみがえりました。

この状態を維持していくため、新中和処理施設による確実な坑廃水処理事業を実施するとともに、露天掘り等により荒廃した松尾鉦山跡地において、樹木の成長を促し、再生するため、県民や「再生の森協議会」等の市民活動団体との協働により、草地レベルまで復旧した跡地へ、ダケカンバ、アキグミ、ミヤマハンノキ、ナナカマドなど鉦山跡地周辺の在来種の植樹活動等を行います。

松尾鉦山跡地を、環境学習の場として活用し、広く環境問題について学び、自ら考え、環境のために適切に行動することのできる人材の育成を図りながら、生態系豊かな森として再生を目指していきます。

### ■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

#### ☆ 清流の確保

旧松尾鉦山の坑廃水処理について確実に実施し、北上川の清流が維持されています。

#### ☆ 松尾の森の再生

荒廃した松尾鉦山跡地に、生態系の豊かな森としてのかつての姿を取り戻します。

#### ☆ 環境人材の育成

北上川清流化の歴史を学ぶことや森の再生活動体験をとおして、広く環境問題について学び、自ら考え、環境のために適切に行動できる人材が育っています。

#### ※【植樹の必要性は】

標高 1000 メートルに達するこの地は、極寒、強烈な風といった気象作用に加え、酸性の土壤などきわめて劣悪な条件下にあり、自然の再生力による植生の回復はきわめて難しい状況です。

(社)東北地域環境計画研究会の調査・研究によれば、松尾鉦山跡地において樹木の自立的遷移が始まるまでは、人工的な植樹が必要であり、現状のまま放置すれば、草地の衰退が進み、再び裸地化するおそれもあるといわれています。

#### ※【森林形成の効果は】

- 1 木が育つことにより、生物多様性が確保され、土壌の形成に寄与します。
- 2 表層土壌の流出を防ぎます。
- 3 森林形成にともなう坑廃水への影響については、現地在が露天掘り跡地、さらに地下に坑道が網目状に走っていることなど特殊な環境であることから、現時点では未知数です。

■ 具体的な取組内容

○坑廃水処理の実施と情報発信等

県の施策

- ・旧松尾鉦山から排出される坑廃水の中和処理の確実な実施
- ・長期安定的な対策の確立に向けた調査・研究
- ・新中和処理施設見学者の受け入れ
- ・各種イベントにおける清流化の取組紹介などの啓発活動
- ・北上川の清流化の歴史が、県民の記憶から失われてしまうことのないよう、情報発信

○松尾の森の再生

県民等の取組

- ・森林再生活動の実践
- ・再生した森における自然観察会など環境学習の場としての活用
- ・県民自らが広く環境について情報発信

■ 具体的な協働の取組例

◆ 松尾鉦山跡地再生の森協議会

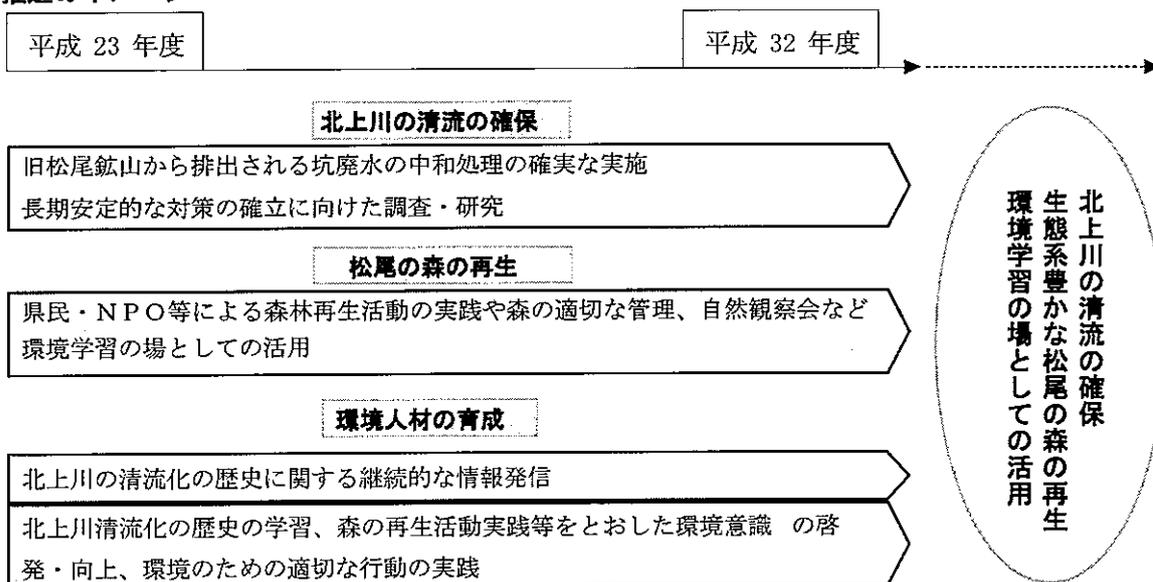
「松尾鉦山跡地再生」について、森づくり活動や環境学習の実施や他団体を指導・助言する協議会が必要であるとして、平成 20 年 2 月 1 日に「松尾鉦山跡地再生の森協議会」が設立されました。

土地の所有者である盛岡森林管理署、活動を実施する協議会、土地の借受者である岩手県の三者が「松尾鉦山跡地における森づくり及び体験活動に関する協定」を締結し、平成 20 年 5 月 20 日に調印式を行いました。

松尾鉦山跡地再生の森協議会では、再生活動に関する諸団体の受け入れ、指導、助言等や松尾鉦山跡地における森の再生活動の実施、体験活動を通じて自然環境の大切さについて広く県民への啓発活動を行っています。

この協議会のもとに、例年 3 から 4 団体が植樹活動を行っており、年間数百人ほどの県民が参加し徐々に成果をあげています。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21 年度)	目標 (H32 年度)
新中和処理施設放流水水質基準達成率	100%	100%

## ◎ 美しいまちづくり推進プログラム

### ■ プログラムの趣旨

普段何気なく感じている「まち並み」や「景色」は、少し見方を変えれば、実はこの地域にしかない大変魅力的なものであることに気づかされます。

こうした地域共有の景観資産を発見し、地域住民が一体となって保全・活用していくことにより、身近な空間の心地よさが創り出されるとともに、自らの地域や暮らしに対する愛着と誇りが育まれていきます。

このため、市民活動団体（NPO、町内会等）との連携によるまち歩きワークショップや修景実験等を実施し、景観形成やまちづくりに関する県民意識の啓発を行うことにより、自発的な景観・まちづくりの取組を喚起しながら、美しく魅力あふれるまちづくりに取り組んでいきます。

### ■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

- ☆ 地域の景観を再認識し、より良いものへと改善していこうとする意識や目が養われています。
- ☆ ボランティア活動への参加者など、美しいまちづくりを推進するための担い手が育っています。
- ☆ 地域共有の景観資産の保全と活用に向けて、住民が一体となった取組が進むことにより、良好な景観が形成されるとともに、自らの地域に対する愛着と誇りがはぐくまれています。

### ■ 具体的な取組内容

#### ○意識啓発の推進

##### 県の施策

- ・まち歩きワークショップの開催による景観点検や修景実験等の支援
- ・小中学校を対象とした景観学習の支援

##### 県民等の取組

- ・地域の景観の再認識など、景観意識の自己啓発
- ・景観づくりのための知識やノウハウの修得
- ・活動ネットワークの構築

##### 小中学校の取組

- ・副読本の活用等による景観学習の実施

#### ○違反広告物の除去

##### 県の施策

- ・活動ボランティア・グループの募集
- ・活動のための道具（へら、剥離材）の貸出

##### 県民等の取組

- ・活動ボランティアとしての登録
- ・電柱や街灯にはられた違反はり紙等の除却活動の実施

■ 具体的な協働の取組例

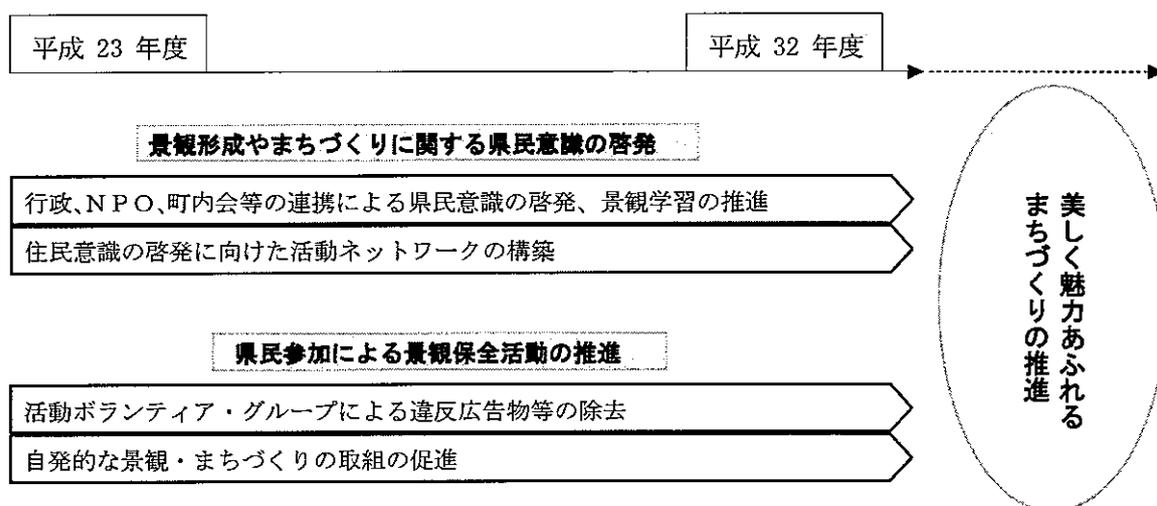
◆ はり紙バスターズ

屋外広告物条例に違反して電柱等にはられているビラ、チラシ類を取り除き、まちの美観を確保するため、ボランティア登録をした県民のグループや団体の方々が、ヘラや剥離材の貸出を受けて、違反はり紙等の撤去の活動を行っています。

◆ 中尊寺通りのまちなみ整備

世界遺産登録を目指す平泉の構成資産として位置づけられている「中尊寺」「無量光院」「毛越寺」に通じる中尊寺通りについて、世界遺産登録候補地にふさわしい景観の形成を図るため、学識経験者、地域代表、地域住民、行政等で構成する「道路デザイン検討会」を設置し、現地調査や話し合いを行いながら、まちなみづくりの検討や電線地中化など、魅力あるまちなみの創出に向けた取組を進めています。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21 年度)	目標 (H32 年度)
まちづくりアドバイザー派遣件数	56 件	47 件

## ◎ 環境学習応援プログラム

### ■ プログラムの趣旨

本県は、平成 20 年 11 月の「いわて環境王国宣言」に基づき、恵み豊かな環境と人間の営みが両立し、幸せを実感できる社会の構築に向けた環境施策の展開を図っています。

この宣言の趣旨を踏まえた社会の実現を目指していくためには、行政の施策のみならず、県内の各地域において、様々な主体の参加による環境づくりに向けた活発な取組が行われる必要があります。

このため、「環境王国いわて」を担う人材の育成に向けて、子どもをはじめとする県民が、環境について学び、環境活動を体験することができるよう、様々な環境学習等の場や機会の確保と拡充を図っていくこととします。

### ■ 実現したい姿

このプログラムを推進した結果として、次のような姿を実現したいと考えています。

☆様々な環境学習や体験活動を通して、「環境王国いわて」の次代を担う子どもたちをはじめ、

あらゆる県民が、環境に対する意識を高め、理解を深めています。

☆ 県内各地において、自主的・自発的な環境づくりに取り組む意欲や気運が高まっています。

☆地域の多様な主体の参加と協働のもとに、「環境王国」の実現に向けた様々な取組が活発に行われています。

### ■ 具体的な取組内容

#### ○学習機会の確保

##### 県の施策

- ・ 出前講座・授業、環境学習会、自然観察会、水質・生き物調査等の実施
- ・ 「水と緑」に関するポスターコンクール等の実施
- ・ 企業が行う環境学習の情報収集、周知、活用促進

##### 県民等の取組

- ・ 地域や学校における県の制度等を活用した環境学習の企画、実施

##### 企業の取組

- ・ CSR活動としての出前講座の開催や工場見学の受入
- ・ 県のマッチングシステム等への登録

#### ○地域の人材・団体の育成、リーダー養成

##### 県の施策

- ・ リーダー研修会等の開催
- ・ 体験学習や講座のモデルプランの作成と地域への提供

##### 県民等の取組

- ・ 学習指導に関する技術やノウハウの取得・向上
- ・ 活動グループ等の結成

■ 具体的な協働の取組例

◆ 海からつながる三陸森川海事業

環境保全のため積極的な取組を行う団体が、県の委託を受け、子どもや住民を対象とした環境学習講座や自然観察会、生き物の生息環境保全活動等を実施するなど、地域住民が主体となった環境活動を実施しています。

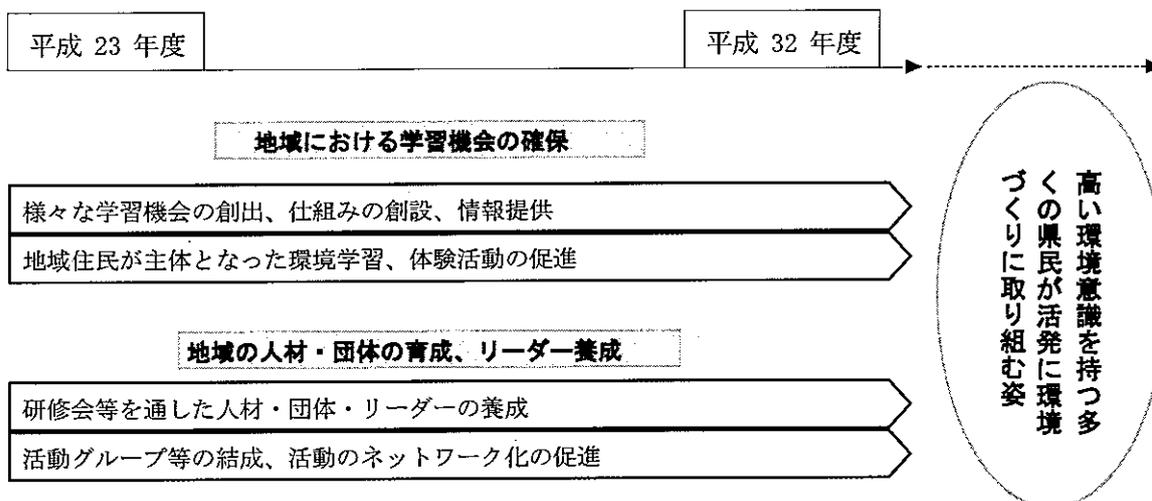
◆ 地域の環境お宝発掘発見調査

次世代を担う子どもたちの環境意識を高めるとともに、活動の企画実行ができるような住民及び団体を育成することを目的とする県の委託事業により、地域のNPO等が自ら企画運営を行い、子どもたちによる水質・生き物調査等を実施しています。

◆ いわて環境学習応援隊

地域の企業・団体が行っている環境に関する講師派遣や見学受入などの体験的なプログラムについて、県が応援隊として登録し、一元的な情報発信を行っており、地域や学校では、この仕組みを利用して環境学習の取組を進めています。

■ 推進のイメージ



※ 関連する環境基本計画の指標

指 標	現状 (H21 年度)	目標 (H32 年度)
省エネ活動を実施している県民の割合	82.3% (H22年調査)	87.5%
小学校における地球温暖化を防ごう隊実施割合	16.1% (H26)	20.0%
環境学習交流センター利用者数	37,000 人	42,000 人
水生生物調査市町村数	30	33

岩手県環境審議会委員名簿 (計画検討期間中(平成21年度~平成22年度))

平成22年11月5日現在

区分	計画策定特別部会委員	氏名	所属及び職	備考
委員	○	青井俊樹	岩手大学農学部教授	
	○	生田弘子	カシオペア環境研究会会長	
	○	市原裕子	岩手県森林・林業会議理事	
		伊藤智雅子	J A岩手県女性組織協議会顧問	~ H22.3.31
		白澤良一	(公募委員)	H22.4.1 ~
		内澤稲子	月刊誌編集顧問	H22.4.1 ~
	○	海田輝之	岩手大学工学部教授 ※審議会会長	
		大澤長嘉	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合常務理事	
	○部会長	大塚尚寛	岩手大学副学長 ※審議会会長職務代理者	
		岡晶子	倂マ・シエリ相談役	~ H22.3.31
		小原正弘	(社)岩手県猟友会専務理事	H21.4.17 ~
		勝部修	岩手県市長会	H22.4.1 ~
		川村光朗	岩手県町村会副会長	
		幸丸政明	岩手県立大学総合政策学部教授	~ H22.3.31
	○	越谷信	岩手大学工学部准教授	
		佐藤きよ子	一関工業高等専門学校准教授	
		佐藤雅子	(社)岩手県医師会女性医部会副会長	
		澤口たまみ	エッセイスト	~ H22.3.31
		篠木幹子	中央大学総合政策学部准教授	
		波谷晃太郎	岩手県立大学総合政策学部教授	H22.4.1 ~
		杉本功陽	岩手県漁業協同組合連合会専務理事	
		高橋昇一郎	(公募委員)	H22.4.1 ~
		田口喜代	グリーン動物病院獣医師	~ H22.3.31
	○	竹原明秀	岩手大学人文社会科学部教授	
	○部会長職務代理者	立身政信	岩手大学教授・保健管理センター長	
		谷藤裕明	岩手県市長会会長	~ H22.3.31
	○	千葉啓子	岩手県立大学盛岡短期大学部教授	
		槻山千工	(公募委員)	~ H22.3.31
		寺崎敏子	岩手県地域婦人団体協議会副会長	~ H22.3.31
		中澤廣	岩手大学工学部教授	H22.4.1 ~
		永田京子	岩手県自然保護団体協議会代表	
	○	野澤日出夫	小岩井農牧協特別常任顧問	
	畠山房郎	岩手県農業協同組合中央会参事		
	平賀喜代美	岩手県地域婦人団体協議会	H22.4.1 ~	
	宮本ともみ	岩手大学人文社会科学部教授		
	山下竹治	(社)岩手県猟友会事務局長	~ H21.4.16	
	由井正敏	(社)東北地域環境計画研究会会長		
関係行政機関(特別委員)		矢野均	農林水産省東北農政局農村計画部長	H21.5.25 ~ H22.3.31
		永嶋善隆	農林水産省東北農政局農村計画部長	H22.4.21 ~
		野田隆司	経済産業省東北経済産業局資源エネルギー環境部長	~ H21.6.29
		山本昭	経済産業省東北経済産業局資源エネルギー環境部長	H21.7.10 ~
		戸谷有一	国土交通省東北地方整備局企画部長	~ H21.7.9
	川嶋直樹	国土交通省東北地方整備局企画部長	H21.8.18 ~	

備考欄は、計画検討期間中に異動のあった委員の任期

岩手県環境基本計画策定に係る検討経過

月 日	経 過
平成21年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第15回岩手県環境審議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい環境基本計画の基本的方向」について県から諮問</li> <li>・「環境基本計画策定特別部会設置要綱」が了承され環境基本計画策定特別部会が設置、同部会委員の指名</li> </ul> </li> <li>○第1回環境基本計画策定特別部会 部会長選出、部会長職務代理者の指名、新しい環境基本計画の基本フレーム</li> </ul>
平成21年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回環境基本計画策定特別部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>「循環型地域社会の形成」、「安全で安心できる環境の確保」の骨子案</li> </ul> </li> </ul>
平成21年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3回環境基本計画策定特別部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>「多様で豊かな自然と共生する社会の形成」、「みんなの参加と協働で行う環境づくりの推進」、「環境を守り育てる産業の振興」、「環境を守り育てるための共通的な施策の推進」の骨子案</li> </ul> </li> </ul>
平成21年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回環境基本計画策定特別部会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>「低炭素社会の構築」の骨子案、新しい環境基本計画の全体構成</li> </ul> </li> </ul>
平成22年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第5回環境基本計画策定特別部会 中間答申素案、指標設定の基本的考え方</li> </ul>
平成22年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第16回岩手県環境審議会 中間答申素案、指標設定の基本的考え方</li> </ul>
平成22年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第17回岩手県環境審議会 環境基本計画策定特別部会委員の指名</li> <li>○第6回環境基本計画策定特別部会 部会長選出、部会長職務代理者の指名、中間答申案、新しい環境基本計画の指標</li> </ul>
平成22年6月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第18回岩手県環境審議会 中間答申、新しい環境基本計画の指標</li> </ul>
平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新しい環境基本計画(素案)に対するパブリック・コメント 意見総数198件</li> </ul>
平成22年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第7回環境基本計画策定特別部会 最終答申素案、新しい環境基本計画の指標、県民等との協働プログラム</li> </ul>
平成22年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第19回岩手県環境審議会 最終答申素案、新しい環境基本計画の指標、県民等との協働プログラム</li> </ul>
平成22年9月16日～ 平成22年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○岩手県環境基本計画(案)に対するパブリック・コメント 意見総数115件</li> </ul>
平成22年9月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○9月定例県議会に計画策定に係る「報告議案」を提案</li> </ul>
平成22年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第8回環境基本計画策定特別部会 答申案</li> </ul>
平成22年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第20回岩手県環境審議会 新しい環境基本計画の基本的方向について(答申)</li> </ul>
平成22年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○12月県議会定例会において計画策定に係る承認議案議決</li> <li>○新しい「岩手県環境基本計画」策定</li> </ul>

環 生 第 151 号  
平成 21 年 6 月 17 日

岩手県環境審議会

会長 海 田 輝 之 様

岩手県知事 達 増 拓 也

### 新しい環境基本計画の基本的方向について（諮問）

本県では、平成 11 年 9 月に平成 22 年度を目標年次とする「岩手県環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を実施してきたところであります。

平成 23 年度以降も環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新しい環境基本計画を策定したいので、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第 11 条第 3 項の規定により、その基本的方向について、貴審議会の意見を求めます。

平成 22 年 11 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県環境審議会

会長 海 田 輝 之

## 新しい環境基本計画の基本的方向に関する答申について

平成 21 年 6 月 17 日付け環生第 151 号をもって当審議会に対し諮問がありました、標記について、別冊「新しい環境基本計画の基本的方向について（答申）」のとおり、答申します。

この答申は、平成 22 年 6 月 7 日に開催した第 18 回岩手県環境審議会における審議結果に基づく中間答申を行った後、県が実施したパブリック・コメントなどを通じていただいた各界各層の県民の皆さんからの御意見も参考にしながら、諮問以来、延べ 13 回にわたる審議会及び環境基本計画策定特別部会における審議を経て、本日開催の第 20 回岩手県環境審議会において慎重に審議を行い、取りまとめたものです。

知事におかれましては、この答申に基づき、速やかに新しい環境基本計画を策定されるよう要望いたします。

また、県民の力を結集し、いわての「ゆたかさ」を次代へ引き継いでいくため、様々な機会を捉えて県民への計画の周知を図るとともに、多様な主体との連携・協働により、計画を推進されるよう、併せて要望します。

### 【あ行】

#### ISO 14001 (71 頁)

ISO (国際標準化機構) では、物資及びサービスについていろいろな国際規格を定めていますが、規格番号の 14001 は環境負荷低減のためのマネジメントシステムの規格です。

#### 青森・岩手県境で発生した産業廃棄物不法投棄事件 (24 頁)

平成 12 年 5 月、青森県の産業廃棄物処分業の許可を得ていた八戸市の業者が青森・岩手県境に大規模な不法投棄を行っていたことが明らかになり、関係者が逮捕されました。

現場は、二戸市 (16ha) と青森県田子町 (11ha) にまたがる原野 (27ha) で、燃え殻、汚泥、廃油、RDF (可燃性廃棄物を圧縮し固形燃料化したもの) 様物など様々な廃棄物が投棄されており、その量は両県で約 92 万 m<sup>3</sup>、うち岩手県側は約 25 万 m<sup>3</sup>と推定されます。

#### 硫黄酸化物 (49 頁)

石油等の硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>; 亜硫酸ガス) であり、環境基準は二酸化硫黄について定められています。硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

#### 石綿 (46 頁)

アスベストともいいます。天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸、アルカリ等にも強く、丈夫で変化しにくいという特性があります。このため、建築工事の吹付け作業やスレート材等の建築材料、工業用品等に広く使われてきました。アスベストの繊維は、極めて細いため、気づかないうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺ガンや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、暴露から発症までに 20 年から 50 年と潜伏期間が長いことが特徴です。

#### いわて汚水処理ビジョン 2010 (54 頁)

県内全域を対象とした、下水道や集落排水、浄化槽の計画や、適切な維持管理方針等を定めた構想です。

#### いわて海洋研究コンソーシアム (80 頁)

岩手県三陸沿岸地域に立地する海洋研究機関の連携を強化して共同研究等を推進することにより、同地域が海洋研究の拠点となることを目指すとともに、これら海洋研究機関の地域に密着した研究活動を支援することにより沿岸地域における産業の活性化に寄与することを目的に平成 21 年 7 月に設立されました。

#### 岩手県環境保健研究センター (3 頁)

新たな感染症発生や食の安全・安心問題、環境汚染問題や生物多様性の保全など増大かつ複雑多様化する環境保健課題に適切に対応し、本県の優れた環境を保全して、県民の健康を保持・増進するため、平成 13 年 7 月に整備しました。

#### 岩手県環境影響評価条例 (34 頁)

平成 10 年岩手県条例第 42 号。環境影響評価制度は、環境影響評価法により全国一律の規制が行われていますが、それに加え地方公共団体が独自の規制措置を採ることが可能な仕組みとなっており、本県でも、岩手県環境影響評価条例を制定し、本県独自の規制を行っています。

#### 岩手県環境と共生する産地づくり基本計画 (77 頁)

環境への負荷を低減した農業の推進と、県産農産物の安全・安心面での信頼性を高める取組を総合的かつ積極的に推進するため、平成 20 年 1 月に策定しました。

**岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例 (2 頁)**

平成 10 年岩手県条例第 22 号。環境の保全及び創造についての基本理念や、県民、事業者、県及び市町村の役割、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項について規定しています。

**岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 (4 頁)**

平成 14 年岩手県条例第 26 号。本県の希少野生動植物の実効性ある保護を図ることを目的として、県・事業者・県民の責務、捕獲・採取の禁止等の規制措置、生息・生育地の維持・改善、保護管理事業等について規定しています。

**岩手県再生資源利用認定製品 (28 頁)**

循環型地域社会の形成に関する条例に基づき、一定の基準を満たすリサイクル製品を、製造者の申請に基づき、有識者による岩手県再生資源利用認定製品審査会の意見を聴いた上で、岩手県再生資源利用認定製品として知事が認定しています。

**岩手県産業廃棄物税条例 (4 頁)**

平成 14 年岩手県条例第 72 号。最終処分量の削減を促すこと、及び産業廃棄物の発生抑制、循環的利用の促進、適正処理の確保に関する施策の費用に充てることを目的とし、青森県、秋田県、岩手県の北東北 3 県で同内容の条例を同時に制定しました。

**岩手県自然環境保全指針 (34 頁)**

本県の自然環境を把握し、それぞれの環境に即した施策の方向を見定め、適切な保全施策を講じていくことを目的に、平成 11 年 3 月に策定しました。学術的な重要性、貴重性という視点で捉えた自然環境である「優れた自然」と、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた自然環境である「身近な自然」の二つに区分しています。

**岩手県自然環境保全条例 (31 頁)**

昭和 48 年岩手県条例第 62 号。自然環境の保全に関し基本となる事項、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について規定しています。

**岩手県新エネルギービジョン (14 頁)**

太陽光や風力等の環境負荷の小さい自然エネルギー等の新エネルギーを導入するための指針として策定しています。(平成 10 年 3 月策定)

**岩手県地球温暖化対策地域推進計画 (14 頁)**

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める」ための計画として策定しています。(平成 17 年 6 月策定)

**岩手県土地利用基本計画 (62 頁)**

国土利用計画全国計画及び国土利用計画岩手県計画を基本として、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法等の個別規制法に基づく土地利用諸計画に対する上位計画として策定しています。(平成 22 年 3 月 30 日改訂)

**岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 (54 頁)**

平成 15 年岩手県条例第 64 号。環境保全上健全な水循環を確保することを目的として、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関しての県、県民、事業者の責務や、施策の基本的事項等について規定しています。

**いわて地球環境にやさしい事業所 (4 頁)**

地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定し、広く県民に紹介しています。

**いわての水を守り育てる条例 (54 頁)**

平成 20 年岩手県条例第 73 号。水環境の保全および水資源の確保を図るため、本県の水を守り育てるための取組についての、県、市町村、事業者および県民の役割、施策の基本的事項等について規定しています。

#### **いわてレッドデータブック (4 頁)**

県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにするため、平成 13 年 3 月に作成しました。

#### **FRP 船 (28 頁)**

FRP (ガラス繊維強化プラスチック) を材料として使用している小型船舶 (モーターボート、ヨット、水上オートバイ、漁船等) をいいます。

#### **エコアクション 21 (71 頁)**

エコアクション 21 認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関等に対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、認証・登録制度です。

#### **エコツーリズム (39 頁)**

旅行者のみなさんが、ガイドに案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のことをいいます。

#### **エコドライブ (15 頁)**

自動車からの二酸化炭素の排出量を減らす環境に配慮した運転方法のことで、ふんわりアクセルや加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなどを行うものです。

#### **エコファーマー (77 頁)**

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農薬や化学肥料を減らした、環境にやさしい農業生産技術を導入、実践する計画を策定した農家の方をエコファーマーとして知事が認定しています。

#### **屋外広告物条例 (63 頁)**

昭和 46 年岩手県条例第 44 号。屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業等について規定しています。

#### **温室効果ガス (5 頁)**

太陽光により温められた地表面から放射された熱を吸収・再放射し、大気を温める働きをする 6 種類のガス (二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、六フッ化硫黄、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類) をいいます。

## **【か行】**

#### **カーボン・オフセット (19 頁)**

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

#### **環境アドバイザー (4 頁)**

地域における環境保全活動の活性化を図るとともに、環境保全意識の高揚に資するため、環境保全についての有識者及び環境保全活動実践者等の中から知事が委嘱し、地域における研修会等の講師として派遣しています。

#### **環境影響評価制度 (62 頁)**

環境に著しい影響を与えるおそれのある事業を実施するに当たり、事業者があらかじめ環境への影響について適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮しようとするもので、当該結果等に対し、地域住民、関係地方公共団体等が意見を述べることにより、環境への配慮をより確かなものとする仕組みとなっています。

#### 環境影響評価法対象外事業 (62 頁)

環境影響評価法では環境影響評価の対象となっていないが、環境影響評価条例により本県独自で対象としている事業です。具体的にはレクリエーション施設、採石場、工場等があります。

#### 環境学習応援隊 (69 頁)

環境学習の機会を提供するため、地域の企業・団体が行っている環境に関する講師派遣や見学受入等の体験的なプログラムについて、県が応援隊として登録し、地域や学校に広くお知らせしています。

#### 環境学習広報車 (4 頁)

愛称をエコカーゴといいます。県内各地の地域のイベントや学校等において出張環境学習を実施するため、平成 19 年度に整備しました。

#### 環境学習交流センター (3 頁)

県内の環境学習拠点施設として平成 18 年 4 月に設置しました。環境情報の収集提供、環境学習支援、環境保全活動の支援等を行っています。

#### 環境基準 (7 頁)

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準です。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

#### 環境コミュニケーション (72 頁)

県では平成 16 年度から企業と共催で、工場等の見学や工場・事業場における様々な環境に配慮した活動など取組を紹介し、工場・事業場とその周辺住民が意見交換をすることによりお互いの理解を深める「地域とはじめる環境報告会」を開催しており、このような取組をいいます。

#### 環境保全型農業 (35 頁)

農業の持つ自然循環機能を維持増進し、生産性の向上を図りながら、堆肥等による土づくり並びに化学的に合成された農薬及び肥料の使用の低減により、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業をいいます。

#### 環境マネジメントシステム (18 頁)

企業が、環境に関する方針や目標等を設定し、この達成に向けた企業内での体系的な管理・実行の仕組み。ISO 14001 は、環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格。

#### 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) (5 頁)

1988 年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価等を行う国連の組織です。

#### 気候変動枠組条約第 15 回締約国会議の合意 (コペンハーゲン合意) (14 頁)

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在および将来の気候を保護することを目的に開催される国際会議であり、平成 21 (2009) 年 12 月にデンマークの首都コペンハーゲンで開催された会議においては、平成 32 (2020) 年までの先進国の削減目標や途上国の削減行動の提出等が合意されました。

#### 揮発性有機化合物 (VOC) (49 頁)

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、代表的な物質として、ベンゼン、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあります。

オキシダントや粒子状物質の発生に、揮発性有機化合物の光化学反応が関与していると考えられています。

#### **京都議定書 (14 頁)**

温室効果ガスの削減目標や達成期間を定めた法的拘束力のある国際協定。平成 9 (1997) 年 12 月に京都で開かれた国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP 3) で合意した 125 ヶ国・地域が批准し、平成 17 (2005) 年 2 月 16 日に発効しました。

#### **漁業集落排水処理施設 (54 頁)**

漁港や周辺海域の生活環境基盤の整備及び水質保全を図るため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設です。

#### **漁場環境保全士 (78 頁)**

漁業関係者による漁場環境保全活動の促進と地域の漁場環境保全活動をリードする人材の育成を目的として、平成 19 年度に岩手県漁場環境保全士認定制度を創設しました。漁場環境保全士は、漁場環境監視・調査、漁協や漁業者へ漁場環境調査結果の提供、海浜清掃活動・普及等を行います。

#### **グリーン・ツーリズム (40 頁)**

都市の人々が農山漁村に滞在し、農山漁村の生活や農山漁村体験を通じて地域の人々と交流したり、川や海・田園風景等、ふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことをいいます。

#### **グリーン電力証書 (19 頁)**

グリーン電力 (太陽光、風力、小水力等で発電された電力) の「環境価値」を第三者機関が認定し、取引可能な証書として発行したものです。(グリーン電力を自ら導入できない企業等が、証書の購入を通じてグリーン電力の普及拡大に貢献)

#### **景観行政団体 (64 頁)**

景観法の規定による景観計画の策定等による景観施策の推進権能が与えられた地方公共団体をいいます。都道府県、政令市、中核市は法の規定により、景観行政団体とされていますが、その他の市町村は、都道府県の同意がなければ、景観行政団体に移行できないこととされています。県内では、中核市である盛岡市のほか、平泉町、一関市、北上市、遠野市及び奥州市が景観行政団体に移行しています。

#### **県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例 (4 頁)**

平成 14 年岩手県条例第 74 号。県外産業廃棄物の搬入事前協議の義務化と環境保全協力金制度を創設し、自県 (圏) 内処理を促進するため、青森県、秋田県、岩手県の北東北 3 県で同内容の条例を同時に制定しました。

#### **県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 (14 頁)**

平成 13 年岩手県条例第 71 号。公害の防止並びに日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置等について規定しています。

#### **県立自然公園条例 (37 頁)**

昭和 33 年岩手県条例第 53 号。県立自然公園の指定や公園事業の実施に際し必要な事項等について規定しています。

#### **光化学オキシダント (45 頁)**

工場や自動車等から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化

学反応を起こし生成されるオゾンやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化性物質の総称です。刺激性があり、人や植物に影響を与えます。

#### 光化学オキシダント注意報（60 頁）

光化学オキシダントによる大気の汚染が著しくなり（1時間値が 0.12ppm 以上）、気象条件から、その状態が継続すると認められる場合、知事は注意報を発令し注意を呼びかけます。

#### 国土利用計画岩手県計画（第 4 次）（62 頁）

国土利用計画法に基づき、県土の利用に関する基本的事項についての計画として策定しています。（平成 20 年 11 月 4 日公示）

#### ゴルフ場等大規模開発行為指導要綱（35 頁）

10ha 以上の一団の土地に係るゴルフ場その他これらに類するレクリエーション施設の開発行為に係る知事への事前協議について定めています。

## 【さ行】

#### 再生可能エネルギー（14 頁）

自然界にある非化石エネルギーで、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等）をいいます。

#### 再造林（21 頁）

人工林の伐採跡地に再び植栽を行うことをいいます。

#### 酸性雨（45 頁）

石油等の化石燃料の燃焼から生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物等により、酸性の雨となったものです。森林や農作物被害をはじめ、生態系全般への影響が懸念されています。なお、酸性の強さは pH（ピーエッチ）で表し、pH が低いほど酸性の度合いが大きいことを示します。

#### CO<sub>2</sub> ダイエット・マイナス 8%いわて県民運動（4 頁）

県民一人ひとりに「身近にできる八つの CO<sub>2</sub> ダイエット（削減）」等の実践を呼びかけ、地球温暖化防止を推進する「県民運動」です。

#### COD（7 頁）

化学的酸素要求量。BOD とともに有機物等による水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値です。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなります。

#### 資源回復計画（77 頁）

資源量を早急に回復・増大すべき魚種について、国・県が計画を策定。県では、ヒラメ（平成 18 年 2 月）、ケガニ・ミズダコ（平成 20 年 6 月）について策定しています。

#### 自然環境保全地域（31 頁）

自然環境保全法または県の自然環境保全条例に基づき、野生生物の生息地、高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域をいいます。特別地区（海域は海中特別地区）と普通地区に分けられ、特別地区においては工作物の新築など自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を行う際には許可が、普通地区でも一定の行為については届出が必要です。

#### 臭気指数（46 頁）

悪臭の程度を表す指標で、人間の嗅覚で感知しなくなるまで、気体または液体を希釈した場合の希釈倍数の対数を 10 倍した値で、悪臭防止法に定義されています。

#### 次世代自動車（15 頁）

窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しな

い、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、CNG（圧縮天然ガス）自動車等）をいいます。

### 循環型地域社会 3 条例（30 頁）

「循環型社会の形成に関する条例」、「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」及び「岩手県産業廃棄物税条例」。

### 循環型地域社会の形成に関する条例（3 頁）

平成 14 年岩手県条例第 73 号。循環型地域社会の形成を目的として、再生資源利用認定製品制度や産業廃棄物処理業者育成制度、不法投棄等抑止対策等について規定しています。

### 循環型地域社会（24 頁）

廃棄物の発生抑制や資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会をいいます。

### 浄化槽（25 頁）

汚水や雑排水を浄化処理して放流するための施設のことで、公共下水道が整備されていない地域で設置されます。

水洗便所からの汚水（し尿）と生活雑排水を同時に処理するもの（合併処理）のほか、汚水だけを処理するいわゆるみなし浄化槽（単独処理）があります。

### 植生自然度（31 頁）

環境庁（当時）が第 1 回緑の国勢調査で定めたもので、全国の植物群落を 10 段階に区分し、最も自然性の高い自然草原や原生林を自然度 10 及び 9 とし、最も自然性の低い市街地を自然度 1 として、その中間に二次林、植林地、二次草原、農耕地と順次ランク分けしています。

### 針広混交林化（21 頁）

間伐されず混み合っているスギあるいはカラマツの人工林について、混交林誘導伐（概ね 50%の間伐）を行うことにより、下草や広葉樹の侵入を促進させ、天然林に近い状態の森林に誘導することです。（森林の水源かん養機能等の公益的機能が高度かつ安定的に発揮できる森林）

### 新中和処理施設（52 頁）

旧松尾鉱山から流出する pH2 の強酸性水を中和し北上川の水質環境を改善するため、岩手県が旧通商産業省の補助を受け同鉱山元山地区に建設したもの。

《工期》 昭和 52 年 11 月から 56 年 11 月

《建設費》 中和処理施設 約 62 億円

貯泥ダム 約 31 億円

施設の維持管理は、年間約 5 億円の経費をかけ県の委託を受けた独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が実施しています。

なお、新中和処理施設が稼動する前の暫定中和処理により、四十四田ダムに堆積したヒ素を含む中和生成物対策については、国土交通省北上川ダム統合管理事務所が設置した、学識経験者らで構成する四十四田ダム貯水池堆砂対策委員会において、平成 18 年度から平成 20 年度まで対応策を検討した結果、ヒ素等に関しては、周辺地域及び下流河川等へ大きな影響を及ぼす問題はないとされました。

また、治水容量等については、計画的に堆砂対策を進めることが必要であるとされており、これを受けて国土交通省北上川ダム統合管理事務所では、具体的な対策に着手しています。

### 水生生物への影響に留意した環境基準（54 頁）

これまでの水質環境基準は人の健康の保護の観点から設定されていましたが、中央環境審議会等で水生生物への影響にも留意した環境基準の必要性が指摘され平成 15 年度に新たに設定されました。

**3R (11 頁)**

「3R」とは、Reduce (リデュース：減らす)、Reuse (リユース：繰り返し使う)、Recycle (リサイクル：再資源化) の三つの文字の頭文字をとった言葉です。

三つのRに取り組むことでゴミを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(＝循環型社会)をつくらうとするものです。

平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法においてこの3Rの考え方が導入されました。

また、3Rが広まるにつれ、いくつかの市町村等ではRefuse(不要なものを断る)、Repair(修理して使う)等の「R」を加えて、“4R”や“5R”を進めているところもあります。

**生物多様性基本法 (35 頁)**

豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に平成20年に制定されました。

**ゼロエミッション (25 頁)**

「ゼロエミッション」とは、生産活動の結果排出される廃棄物を他の産業において資源として活用することにより、廃棄物をできるだけゼロに近づけるとともに、物質循環の環(わ)を形成するための技術開発等により新たな産業を創出するなどして、循環型地域社会を目指そうとするもので、国際連合大学が平成6年に提唱した構想です。

**【た行】****ダイオキシン (25 頁)**

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDFs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs)の総称です。ダイオキシン類は、ものの焼却の過程等で非意図的に生成してしまう物質であり、環境中には広く存在していますが、その量は非常にわずかです。しかし、ダイオキシン類は、蓄積性が高く、非常に安定な化学物質であるため、極微量のダイオキシン類を長期間摂取し続けることによって、人体に影響を及ぼすおそれがあるため、国や県等により様々な対策が図られています。

**多自然川づくり (63 頁)**

河川は洪水を安全に流下させるだけでなく、人が水辺の多種多様な動植物とふれあうことが出来る空間です。多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理(改修)を行うことをいいます。

**地域循環圏 (28 頁)**

廃棄物の再生利用など資源の有効利用を考える場合、地域コミュニティや市町村など身近な範囲で循環的に利用することが望ましい資源もあれば、都道府県あるいはそれを超える広い範囲で利用する仕組みをつくった方が望ましい資源もあります。

地域循環圏とは、それぞれの特徴に応じて資源の循環的利用が行われる様々な圏域を指します。

**地域森林計画 (41 頁)**

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画に即して、知事が民有林について5年ごとにたてる、伐採造林、林道、保安林の整備及び保全の目標等に関する10年を一期とする計画です。本県では県内を五つの森林計画区(馬淵川上流、久慈・関伊川、大槌・気仙川、北上川上流、北上川中流)に区分し毎年1計画区ずつ地域森林計画をたてています。

#### **地域での資源回収活動 (27 頁)**

自治会や子ども会その他地域団体が中心となって古紙等の資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらいリサイクルを進めていく活動をいいます。

#### **地球温暖化対策地域協議会 (4 頁)**

地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等が構成員となり、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等について協議し、実践等を行う組織をいいます。

#### **地球温暖化対策率先実行計画 (72 頁)**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、一事業所として、県は、温室効果ガス排出の削減に取り組むため、「第 2 次岩手県地球温暖化対策等実行計画 (率先実行計画)」を、平成 17 年 4 月に策定しました。

#### **地球温暖化防止活動推進センター (4 頁)**

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策についての普及啓発を行うこと等、地球温暖化防止のための活動を行う NPO 法人等を、都道府県知事が地球温暖化防止活動推進センターとして指定しています。本県においては、平成 22 年度～平成 24 年度まで、特定非常利活動法人環境パートナーシップいわてを指定しています。

#### **地球温暖化防止活動推進員 (4 頁)**

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域における地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識の普及、地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者を知事が委嘱しています。

#### **窒素酸化物 (49 頁)**

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設など、多種多様です。燃焼の過程では一酸化窒素 (NO) として排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となります。環境基準はこの二酸化窒素について定められています。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントを生成する物質の一つとなります。

#### **鳥獣保護管理捕獲コーディネーター (35 頁)**

鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組みを環境省が実施しており、鳥獣保護管理捕獲コーディネーターは、管理計画等の実施の際、現場において適切な捕獲方法の指導、集落等への出没対策や鳥獣による被害防止対策等の助言、指導を行います。

#### **鳥獣保護区 (31 頁)**

野生鳥獣の保護・増殖を図るために狩猟を禁止する区域をいいます。特に鳥獣の保護・育成を図る必要がある鳥獣保護区の区域内には特別保護地区を指定することができます。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止され、特別保護地区では開発行為に規制がかかります。鳥獣保護区の種類は、森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区に分けられます。

#### **特定鳥獣保護管理計画 (35 頁)**

都道府県の区域内において増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画。地域個体群の安定的な存続を前提として、適切な保護管理 (個体数調整を含む) によって人と野生鳥獣との共生を図ることを目的としています。

#### **トリハロメタン (51 頁)**

メタン (CH<sub>4</sub>) の四つの水素原子のうち 3 個が塩素や臭素等のハロゲン原子で置き換わった化合物です。トリハロメタンは、水道原水中に含まれるフミン質等の有機物質が浄水処理の過程で注入される塩素と反応して生じるもので、長期にわたって摂取し続けると、がんなど健康に悪影響を与えるおそれがあると考えられています。

## 【な行】

### 農業集落排水処理施設 (54 頁)

農村地域の生活環境基盤の整備及び農業用排水の水質保全を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設です。

## 【は行】

### バイオマスエネルギー (15 頁)

バイオマスエネルギーとは、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるものです。化石エネルギーは含みません。

### 廃棄物 (6 頁)

「廃棄物」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されており、占有者自ら利用し、また他人に有償売却できないため不要になった固形状又は液状のものをいい、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外のすべての廃棄物のことをいい、さらに「ごみ」と「し尿」に区分されます。また、「ごみ」のうち、家庭から排出されるごみは「生活系ごみ」と呼ばれ、市町村に処理責任があるのに対し、事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外のもの（事務所・商店等から排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみ等）は、「事業系ごみ」と呼ばれ、産業廃棄物と同様に事業者処理責任があります。「し尿」は公共下水道又は浄化槽や市町村等のし尿処理施設で処理されます。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた 20 種類のものをいいます。

### 排出量取引 (19 頁)

温室効果ガス排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引を認める制度をいいます。

### HACCP (78 頁)

危害分析重要管理点方式の略称であり、食品衛生上の危害防止と適正な品質管理のために、食品が原材料から製品になり出荷されるまでの各工程に管理点を設定し、温度や微生物の発生状況等を細かく検査して、監視と記録を徹底する管理方式のことをいいます。

### PRTR法 (58 頁)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。平成 11 年 7 月に制定されました。同法に基づく制度として PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度があります。環境汚染のおそれのある化学物質について、工場・事業場が環境への排出状況や廃棄物としての移動量を把握してその結果を行政に報告し、それを行政が広く公表する仕組みのことをいい、現在では化学物資の環境リスク管理の有力な手法として世界中で広く支持を受けています。

### PFI (4 頁)

「PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

#### **BOD (7 頁)**

生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化、分解されるときに消費する酸素の量を濃度で表した値です。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなります。

#### **微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) (60 頁)**

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下のものをいい、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器疾患やぜんそく等の原因となると考えられています。

#### **ヒ素 (52 頁)**

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出され、銅、亜鉛、鉛等の精練の際に副産物としても分離されます。過去には農薬として多量に用いられ、現在は半導体の材料として利用されています。体内に蓄積すると慢性中毒（嘔吐、皮膚の褐変、肝臓肥大等）を起こすことがあります。

#### **「平泉の文化遺産」の世界遺産登録 (66 頁)**

平泉とその周辺には、国宝「中尊寺金色堂」や特別名勝「毛越寺庭園」のほか、特別史跡「中尊寺境内」、特別史跡「毛越寺境内附鎮守社跡」、特別史跡「無量光院跡」、史跡「柳之御所・平泉遺跡群」など平安時代末期に奥州藤原氏が築いた仏教寺院や庭園遺跡等が現在まで守り伝えられています。

文化庁、県、関係市町では、「平泉の文化遺産」の世界遺産登録に向けて、各種事業を推進しています。

#### **複層林化 (21 頁)**

森林を構成する林木の一部を伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、複数の林冠を構成する森林を造成することです。※林冠：林の最上を覆う枝葉の層

#### **浮遊粒子状物質 (47 頁)**

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が 10 マイクロメートル以下のもので大気汚染物質として環境基準が定められているものです。

工場・事業場からのばいじんや自動車排ガスが主な発生源といわれていますが、詳細な発生機構については解明されていません。

#### **「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」 (23 頁)**

「フロン排出抑制法」は、正式名称を「特定製品に係るフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」といい、フロン類の大気中への放出を防止することを目的に平成 13 年に制定されました。（平成 25 年度改正）

「家電リサイクル法」は、正式名称を「特定家庭用機器再商品化法」といい、家庭等で不要となったブラウン管テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電 4 品目について、小売業者に引取りを、家電メーカー・輸入業者にリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付ける法律で、平成 10 年に制定されました。

「自動車リサイクル法」は、正式名称を「使用済自動車の再資源化等に関する法律」といい、使用済み自動車のリサイクル・適正処理を行うための法律で、平成 14 年に制定されました。自動車メーカー・輸入業者に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取り・リサイクルを義務付け、その処理費用を、リサイクル料金として、車の所有者が負担することになっています。

## 【ま行】

**マテリアル・フロー・コスト会計 (29 頁)**

マテリアル・フロー・コスト会計 (Material Flow Cost Accounting、略してMFCA) は、製造プロセスにおける資源やエネルギーのロスに着目して、そのロスに投入した材料費、加工費、設備償却費等を“負の製品のコスト”として、総合的にコスト評価を行う原価計算、分析の手法です。MFCAを使って分析、検討されるコストダウン課題は、省資源や省エネにもつながっていきます。

**三つのガイドライン (27 頁)**

一般廃棄物処理事業のコスト分析等による効率化、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制等を進めるための一般廃棄物処理の有料化や一般廃棄物処理システムの住民等への説明に関する市町村の取組を支援するため、環境省が平成 19 年 6 月に示した「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「一般廃棄物処理システムの指針」をいいます。

## 【や行】

**有害大気汚染物質 (46 頁)**

継続的に摂取された場合に人の健康を損なうおそれがある物質をいいますが、中央環境審議会では、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質を幅広く選定したリスト (248 物質) の中から、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ホルムアルデヒドなど人の健康リスクがある程度高いと考えられる 23 物質を「優先取組物質」として選定しており、地方公共団体がモニタリングを実施することとされています。

**有機フッ素化合物 (74 頁)**

有機フッ素化合物は防水スプレーや消火剤など日用品に広く利用されてきましたが、難分解性、蓄積性があること、動物実験で肝臓毒性や発達への影響、発ガンなどとの関連性が指摘され、国内での使用が規制されました。

有機フッ素化合物は水や大気の中では濃度が極めて低く測定が困難となっていました。岩手県環境保健研究センターが世界に先駆けて高い精度で分析できる方法を開発したことにより、有機フッ素化合物を含む製品の分析への応用が可能となりました。

**容器包装廃棄物 (27 頁)**

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律では、容器包装 (商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要になるもの) が使われなくなって一般廃棄物 (ごみ) になったものをいうこととされています。

**「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」 (28 頁)**

「容器包装リサイクル法」は、正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築することを目的に平成 7 年に制定されました。

「家電リサイクル法」は、前掲「フロン回収破壊法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の解説を参照。

「建設リサイクル法」は、正式名称を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、建設資材の適正処理と再資源化の促進を目的に平成 12 年に制定されました。

「食品リサイクル法」は、正式名称を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効活用を促進することを目的に平成 12 年に制定されました。

「自動車リサイクル法」は、前掲「フロン回収破壊法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の解説を参照。

## 【ら行】

### リスクコミュニケーション (58 頁)

化学物質によるリスク（有害性または危険性により人や生物の生命、健康及び種の保存に対して被害をおこす可能性）を効果的に低減していくために、県民、事業者、行政、研究者等が、協力・連携して、情報を提供しあい、意見交換を行うことで情報の共有化が行われることをいいます。

## 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年 3 月 30 日条例第 22 号）

### 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

第 1 節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針（第 10 条）

第 2 節 環境基本計画等（第 11 条・第 12 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策等

第 1 節 環境の保全及び創造に関する施策（第 13 条—第 25 条）

第 2 節 地球環境の保全の推進（第 26 条）

附則

私たちの住む地球では、悠久の時を経て、多様性に富んだ生態系を持つ環境が作り上げられてきた。人間は、その環境の恵みを受けつつ、知恵を蓄え、技術を身に付け、文化を築いてきた。

近代になって、人間が利便性や快適性を求めて、急速に天然資源や化石エネルギーを消費するようになったことなどから、自然のバランスが崩れ、地球環境に変化の兆しがみられるまでになった。このまま推移した場合には、地球上の生命が維持できなくなることが危ぐされる。

ここ岩手の地では、緑豊かな奥羽山脈や北上高地、三陸の海などの大自然の恵みを受け、古来より風土に根ざした共生の文化が築かれてきた。しかし、ここにも人間の活動の拡大が、原生的自然の減少や廃棄物の増大など見過ごすことのできない環境問題をもたらしつつある。

環境の恵みは、水、大気、森林等によって構成されている環境が総体として良好に形成されることによって、それぞれの地域で享受されるものであり、環境を守るための地域地域における行動の積み重ねが地球環境の保全につながるものである。私たちは、正に人間が環境の中で生かされているものであり、その環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、環境の保全と創造に向かって、地域からの一步を力強く踏み出さなければならない。

環境と人間との関係が根源から問い直されている今、人知を結集し、環境の時代の新しい価値観と科学的知見を持ち、先見して、持続的な発展とゆとりのある生活をもたらすより良い環境を守り育て、将来の世代に継承していくことこそ、私たちの世代の最大の責務である。

ここに私たちは、魅力のある可能性の大地、この岩手で、恵み豊かな環境と共生する地域社会を共に築いていくことを決意し、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者、県及び市町村の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化

することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。))に係る被害が生ずることをいう。  
(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力によって行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会が形成されることにより、多様な自然に恵まれた安全で快適な環境が確保され、将来の世代も豊かな環境の恵みを楽しむことができるように行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する活動の集積により成し遂げられることにかんがみ、県民が地球的な見地から地域の環境を考え、及び行動することによって行われなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活と環境とのかかわり合いを認識し、環境への負荷の少ない行動に自ら努めるものとする。

2 県民は、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動(以下「環境保全活動」という。))への積極的な参加に努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等による環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(県の責務)

第6条 県は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、広域的な見地から、市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策の総合調整に当たるものとする。

3 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、必要に応じて、国及び他の都道府県と協力するものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(相互連携等)

第8条 県民、事業者、県及び市町村は、相互に連携し、及び協力して環境の保全及び創造に努めるものとする。

(年次報告書)

第9条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、及びこれを公表しなければならない。この場合においては、当該施策に関する目標の達成の状況を可能な限り明らかにすることに努めるものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

### 第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(環境の保全及び創造に関する施策の基本方針)

第10条 県は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の体系的な保全及び創造を図るとともに、野

- 生動植物の保護、地域に固有の生態系の確保その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (2) 資源の採取から廃棄に至る各段階における廃棄物の発生抑制、資源としての再使用及び再生利用並びに適正な処分を図るとともに、資源及びエネルギーの効率的な利用、新エネルギーの利用等を促進すること。
  - (3) 公害の防止及び有害な化学物質等による大気、水、土壌等の汚染の防止を図り、安全な環境を確保すること。
  - (4) 水と緑に親しむことのできる生活空間及び優れた景観の保全及び創造、公共の場所等の美観の保持並びに周囲の自然と調和した歴史的文化的環境の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保すること。
  - (5) 水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域は、一体的にその環境をとらえるとともに、当該地域の住民の積極的な参加、連携及び協力による環境の保全及び創造を推進すること。

## 第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

- 第11条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
    - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県環境審議会の意見を聴かななければならない。
  - 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の水準)

- 第12条 県は、県民、事業者及び市町村の理解及び協力の下に、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進し、環境について高い水準を確保するよう努めるものとする。

## 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

### 第1節 環境の保全及び創造に関する施策

(県民参加及び情報提供)

- 第13条 県は、環境基本計画並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定への県民の参加について必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、環境の保全及び創造に資するため、環境の保全及び創造に関する情報の県民への提供について必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した施策の策定等)

- 第14条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境に配慮した事業等の誘導)

- 第15条 県は、事業者による土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「事業等」という。）が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

- 第16条 県は、事業等を行う事業者が、その事業等の実施に当たりあらかじめその事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業等に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第 17 条 県は、公害の防止を図るため、その原因となる行為に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、県は、環境の保全を図るため、規制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成等の措置)

第 18 条 県は、県民又は事業者による環境の保全について配慮した施設の整備等を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第 19 条 県は、公共の場所等の美観を損なう行為を防止するため、県民の環境美化に関する意識の向上を図るよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 20 条 県は、青少年をはじめ広く県民及び事業者が環境と人とのかかわり合いについての理解を深めることができるよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第 21 条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間団体が自発的に行う環境保全活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人材等の育成)

第 22 条 県は、環境の保全及び創造に資する専門的知識を有する人材並びに環境保全活動の指導者の育成について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第 23 条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備を行うものとする。

(科学技術の振興)

第 24 条 県は、国の試験研究機関、大学、民間等との協力の下に、環境に関する科学技術の研究開発の総合的な推進及びその成果の普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化的環境の保全)

第 25 条 県は、歴史にはぐくまれた文化的環境の保全について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第 2 節 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第 26 条 県は、地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、国際機関等と連携し、海外の地方公共団体その他の団体等との間で環境の保全に関する技術の相互協力を行う等地球環境の保全に関する国際協力に努めるものとする。

## 附 則

[省略]

# 岩手県環境基本計画

～みんなの力で次代へ引き継ぐいわての「ゆたかさ」～

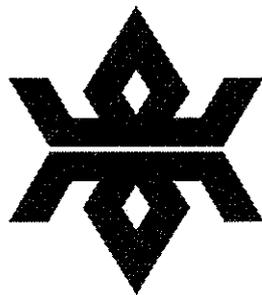
---

平成 22 年 12 月発行

編集・発行 岩手県環境生活部環境生活企画室  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1  
TEL. 019-651-3111 (代表)  
019-629-5329 (直通)

印刷・製本 株式会社 文協印刷  
〒020-0835 岩手県盛岡市津志田 15-35-5  
TEL. 019-638-3901

---



－問い合わせ先－

**岩手県環境生活部 環境生活企画室**

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

TEL.019-651-3111 (代表) 019-629-5329 (直通)

FAX.019-629-5334

ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/> e-mail

AC0001@pref.iwate.jp